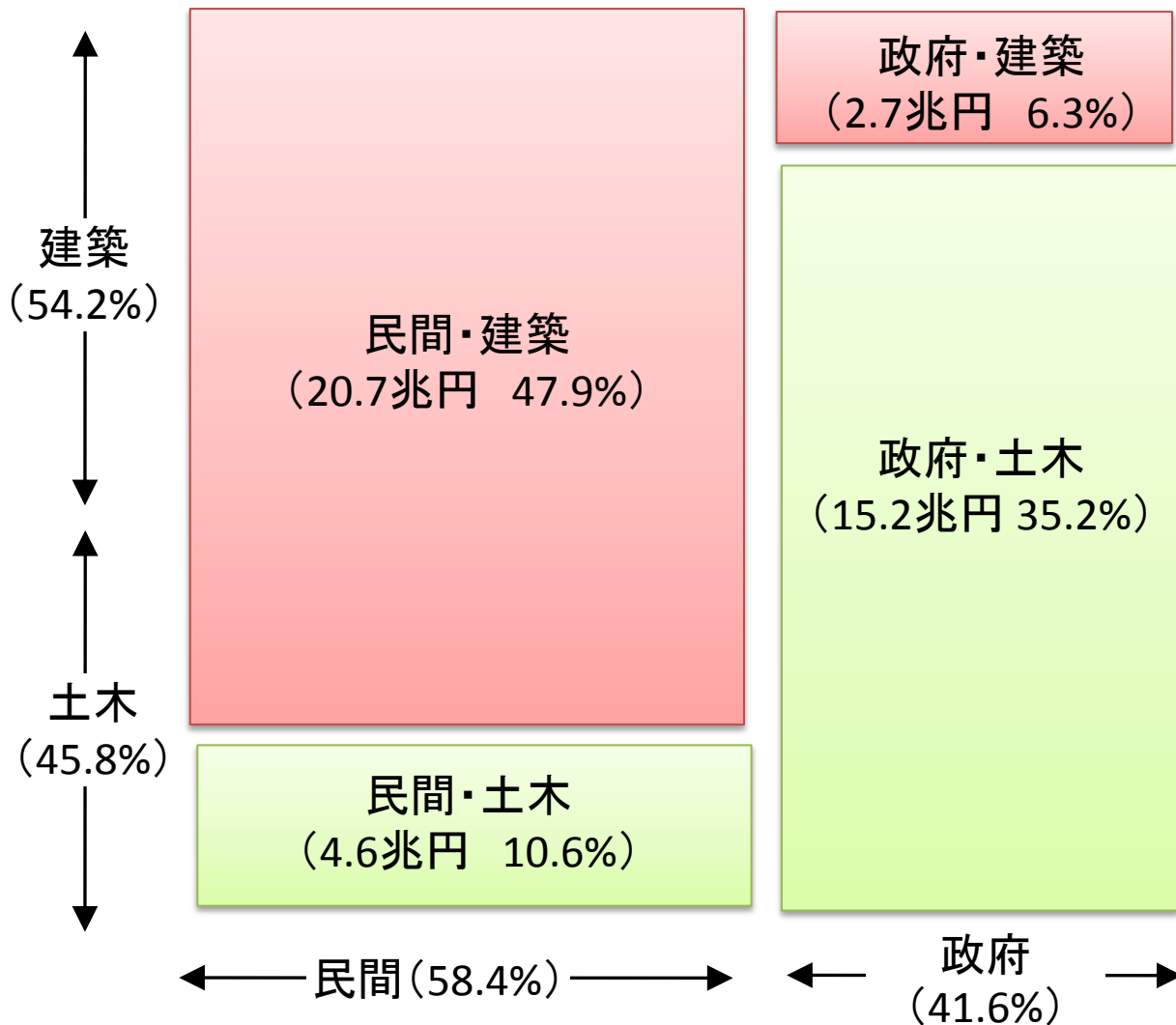


建設産業行政の現状と最近の取組みについて

建設投資・企業・就業者の現状

平成23年度建設投資額:43.2兆円



許可業者	49.8万社
大臣許可	1万社
知事許可	48.8万社
経営事項審査受審企業	16万社
公共工事元請業者	6.9万社
建設業就業者	498万人

※企業数・就業者数は全て平成22年度のもの

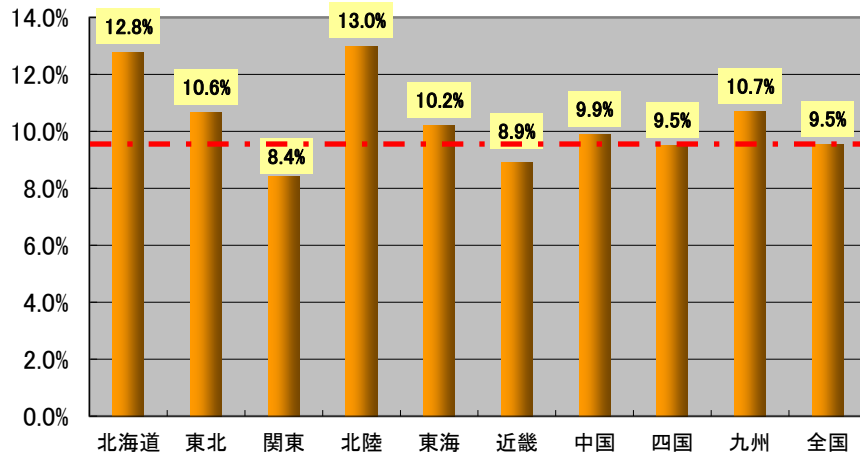
(出所)
 建設投資額 : 国土交通省「建設投資見通し」
 許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査(平成23年3月末)」
 公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ(平成22年度)
 経営事項審査受審業者数 : (財)建設業情報管理センター[CIIIC]における出力業者数(平成23年3月末)

建設産業を取り巻く環境

- 建設業は、国内総生産・全産業就業者数の約1割を占める地域の基幹産業である。
- 地方圏においては、県内総生産に対する建設投資の規模が大きく、公共投資への依存度が高い地域においては、全産業に占める建設業の倒産件数の割合も高い傾向がある。
- 全産業と比較して、高齢化が進展。55歳以上の者の割合が3分の1。29歳以下の割合が8分の1。

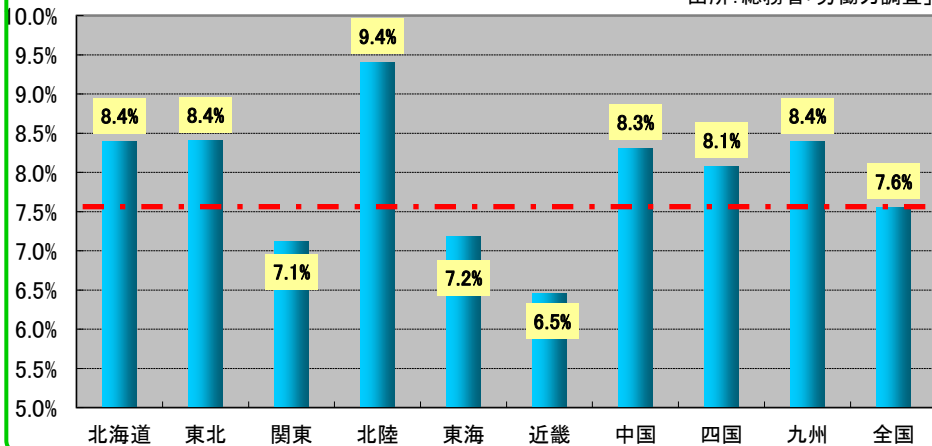
県内総生産に対する建設投資の規模 (平成20年度)

出所:内閣府「県民経済計算」 国土交通省「建設投資見通し」



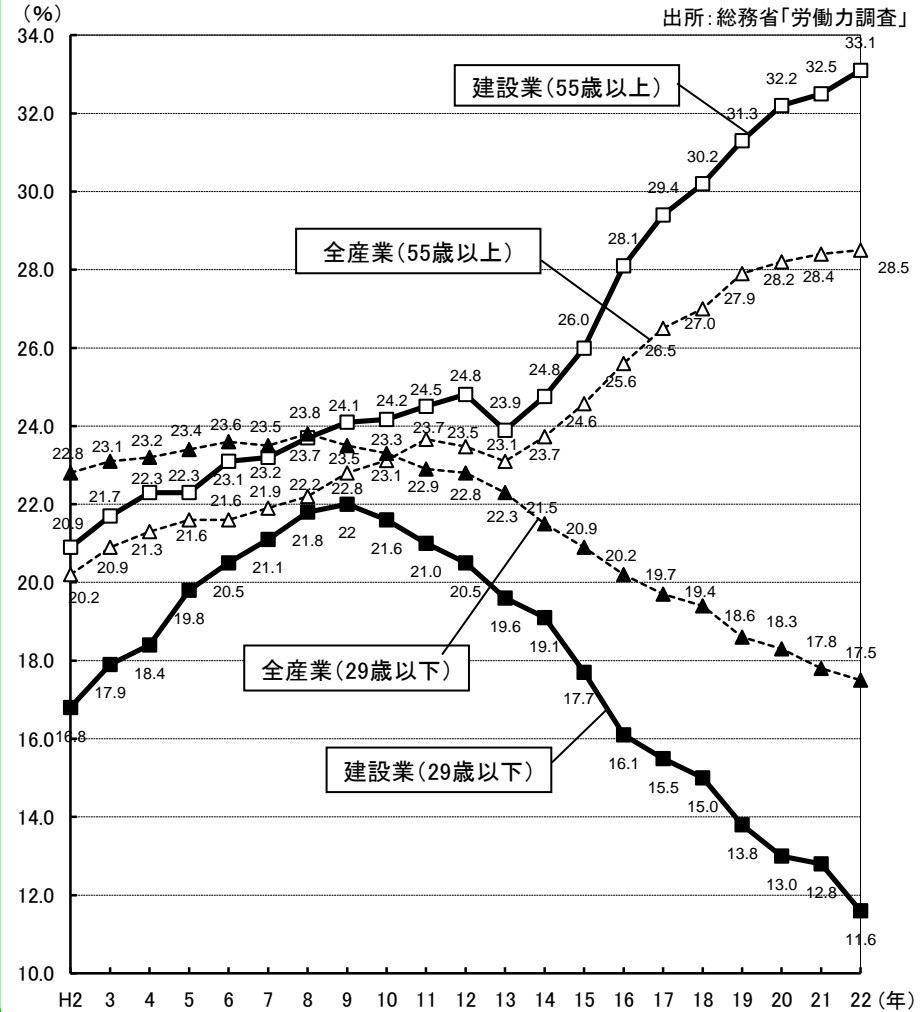
全産業に占める建設業就業者数の割合 (平成22年平均)

出所:総務省「労働力調査」

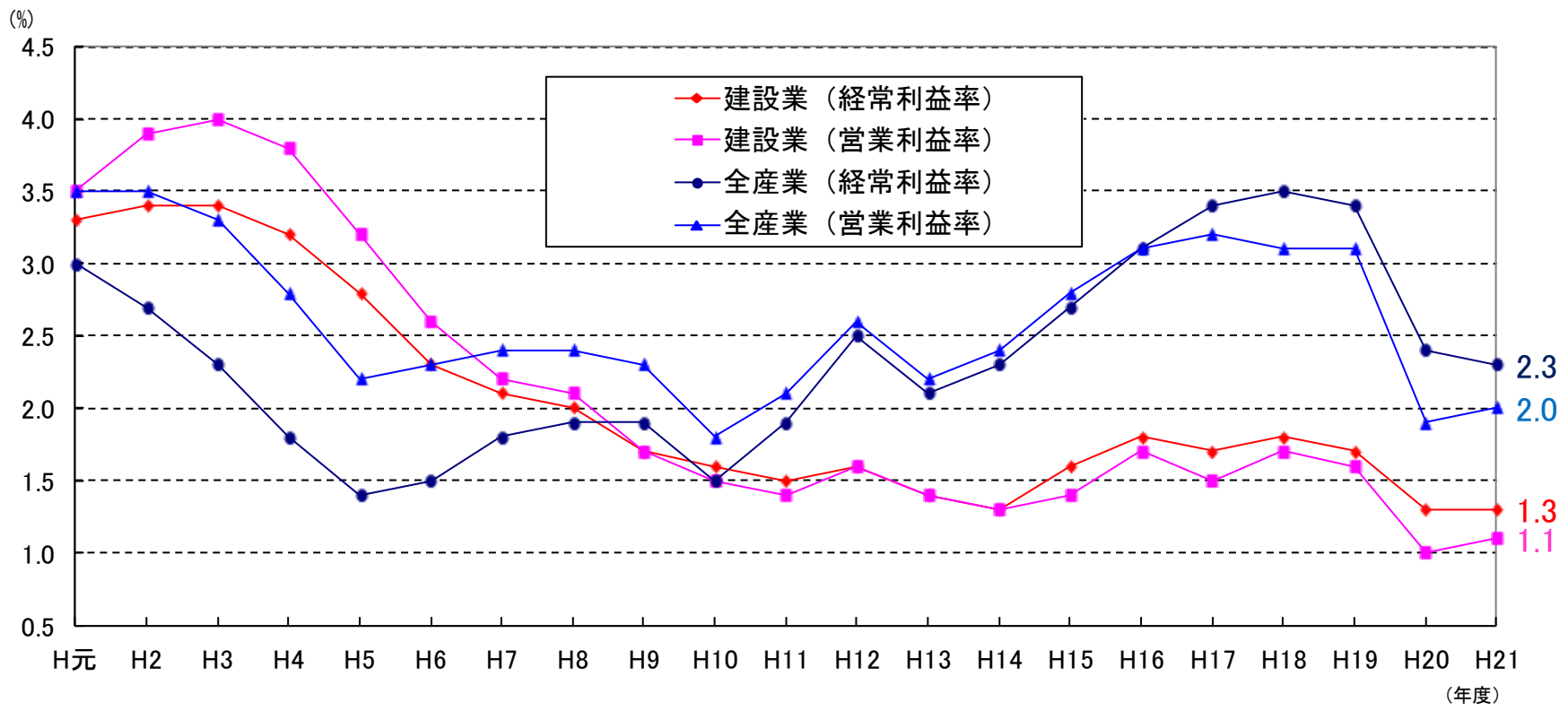


建設労働者の高齢化

出所:総務省「労働力調査」



○ 建設産業全体として、他産業に比し利益率が低迷。



建設業	平成3年度 (利益率のピーク)	平成4年度 (建設投資のピーク)	平成21年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.1% (▲2.9pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.3% (▲2.1pt)

最近の主な取組み①

○入札契約制度の改善

1. 経営事項審査の改正

- ・ペーパーカンパニー等による不正な高得点の取得防止等を主眼として、技術者に必要な雇用期間の明確化、社会性等の評価項目（建設機械の保有状況、ISOの取得状況）の追加等を実施。
- ・財務諸表の異常値検出等のチェック機能の再構築等により虚偽申請防止対策を強化

2. 入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定)の改正による入札契約改革の推進

(1) 地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の担い手の実情調査
- ・経費の適切な計上
- ・地域維持型の契約方式(包括発注や共同体等による受注)

(2) ダumping対策の強化

- ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格の適切な見直し
- ・価格による失格基準の積極的な導入・活用
- ・最低制限価格等の事後公表の徹底
- ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応

(3) 予定価格の設定の際、設計書金額からの歩切りは行わない

※H23. 8. 25 国土交通大臣及び総務大臣から地方公共団体等に対して取組について要請

(4) 一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用

(5) 一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用について、各発注者が予め運用方針を策定
- ・入札ボンドの積極的な活用、対象工事の拡大

(6) 総合評価落札方式の改善

- ・段階審査による落札者決定方式の活用
- ・透明性の確保(評価結果の公表、評価内容の通知等)

(7) 公共工事標準請負契約約款に準拠した約款の活用、変更契約の締結促進

3. 公共工事設計労務単価の適切な設定

- ・平成23年度労務費調査では、標本数が少ない職種における9月の賃金支払い実態の追加調査等を引き続き実施するほか、東日本大震災の被災地で雇用された者の技能保有状況等を重点チェック

最近の主な取組み②

○契約・取引の適正化

1. 「建設業法令遵守ガイドライン」の策定

- ・元下関係において法令違反等に該当する行為(事例)を明確化
- ・新たに、発注者(施主)と元請との間の取引についてもガイドラインを作成し、官民の発注者に周知

2. 「建設業法令遵守推進本部」による立入検査、法令違反通報の対応(駆け込みホットライン)

- ・各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」に「駆け込みホットライン」を設置し、法令違反情報の通報を受付
- ・必要に応じ、立入検査、監督処分等により厳正に対応

3. 「建設業取引適正化センター」の設置

- ・弁護士や土木・建築の学識経験者等が、請負契約や下請代金の支払等に係るトラブルの解決・防止をアドバイス

4. 建設工事標準請負契約約款の改正

- ・「甲・乙」呼称の見直し、公正・中立な第三者の活用、望ましい代金支払方法の明確化、現場代理人の常駐義務の緩和等を実施

5. 「建設業取引適正化推進月間」の新設

- ・毎年11月、広報・啓発、講習会、立入検査など、法令遵守に関する活動を集中的に実施

○資金繰り円滑化・下請債権保全

1. 前払金の拡充

- ・東日本大震災の被災地においては、前払率を4割から5割に拡充(平成23年度中)

2. 地域建設業経営強化融資制度

- ・建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権(未完成部分を含む)の流動化を促進し、元請企業の金融を円滑化
- ・東日本大震災の被災地では、がれき処理等も対象

3. 下請債権保全支援事業

- ・下請企業等が元請企業に対して有する債権(含.手形)をファクタリング会社が支払保証。枠保証も可
- ・東日本大震災の被災地では、債権(含.手形)をファクタリング会社が買取

最近の主な取組み③

○人材確保・育成、処遇の改善

1. 登録基幹技能者の活用促進

- ・登録基幹技能者を経営審査事項で加点評価
- ・施工品質の確保を図るための基幹技能者の活用等について検討

2. 資格保有者の賃金水準の参考公表

- ・公共事業労務費調査を活用して、1級技能士や基幹技能者の賃金水準を参考公表し、資格取得へのインセンティブ向上、関係業界によるキャリアパスの作成を図る

3. 保険未加入企業の排除、技術者データベース等

中央建設業審議会の下に設置されたワーキンググループにおいて、次の事項を中心に検討

- ・保険未加入企業の排除方策の具体化
- ・技術者の専任配置を確認するための技術者データベース
- ・業種区分の点検 等

○経営力の強化

1. 経営戦略相談窓口を通じた経営相談

- ・「経営戦略相談窓口」を設置し、経営支援についてアドバイスを実施
- ・特に新事業展開、企業再編・廃業については目標達成まで継続支援

2. 建設企業の連携によるフロンティア事業

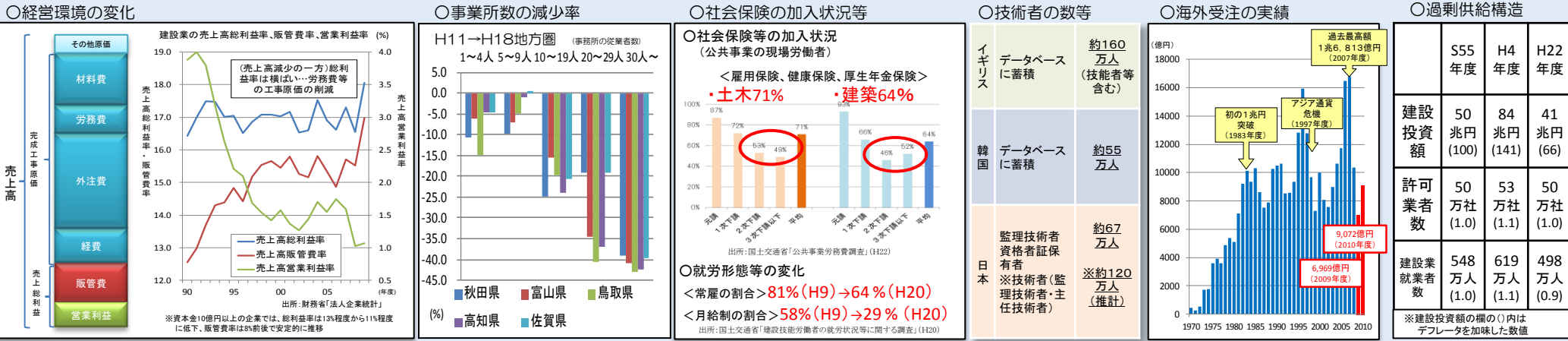
- ・建設企業が連携強化と技能者等の新規雇用を図りつつ、成長分野(維持管理、エコ建築、耐震、リフォーム等)の市場を開拓する取組に対して経費を助成(91件を選定)

3. ノウハウ・技術の移転支援

- ・大手・中堅建設企業が有するノウハウ・技術を「ノウハウ・技術支援センター」に登録し、希望する中小建設企業へ紹介・提供(マッチング)

4. 我が国建設業の海外展開の促進

- ・契約・リスク管理の重要性についての意識改革の推進
- ・地方・中小建設企業向け海外展開支援アドバイザー事業、海外展開セミナーの実施 等



課題1 地域社会の維持

○ 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

○ 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入

※ 包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

課題2 技能労働者の雇用環境の改善

○ 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等

○ 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機

○ 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

○ 行政、元請、下請による一体的な取組

- <行政> 保険加入状況の確認強化、指導
- <元請> 下請指導責任の明確化
- <下請> 保険加入の徹底

課題3 技術者の育成と適正配置

○ 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成

○ 技術者の不適正配置が工品の品質と施工の安全に影響

○ 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

○ 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底

○ 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

○ 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

○ 契約・リスク管理の強化

○ 情報収集・提供、人材育成の強化等

○ 投資協定の活用

課題6 過剰供給構造の是正

○ 企業数としては過剰

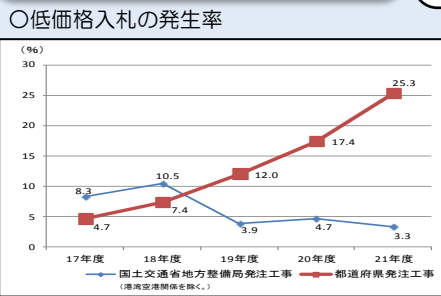
○ 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適格業者の排除

○ 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)

○ 建設企業としての欠格要件の強化

○ 都道府県との連携強化



課題4 公共調達市場と受発注者関係

○ 価格競争が激化し地域建設企業の疲弊と品質への影響

○ 参加者多数の入札で受発注者の手続負担増

対策4 入札契約制度改革の推進

○ 地方公共団体等におけるダンピング対策の強化

○ 段階選抜方式の活用推進

○ 地域企業の適切な活用

○ 受発注者間の法令遵守ガイドラインの策定

課題7 東日本大震災

○ 迅速かつ円滑な復旧・復興

○ 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性

○ 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

○ 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等

○ 地域企業と地域外企業の適切な活用

○ 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等

平成23年8月30日現在

1. 関係機関に対する協力要請

- ①建設業団体に対し災害応急対策への協力について要請(3月12日)
- ②警察庁に対し緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼(3月13日)
- ③建設業団体に対しがれき撤去の促進について市町村等への協力を要請(5月20日)

2. 公共工事の円滑な実施と支払い

- ①既契約工事等の一時中止(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月16日に要請)
(東北地方整備局の発注工事は原則一時中止、その他の公共工事も応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止)
- ②被災した工事等への22年度分の支払い(直轄工事では3月15日に指示、地方へは3月18日に要請)
- ③出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い(3月18日)
- ④緊急復旧事業への円滑な前払金の支払い(3月16日)
- ⑤前払率の引上げ(4割→5割)(国は4月22日から、地方は4月27日から)
- ⑥前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について保証会社に要請(3月15日)
- ⑦当面の災害復旧事業における入札及び契約の取り扱い(4月25日)
(随意契約、指名競争入札の活用等)
- ⑧建設企業の節電対策への配慮について依頼(6月3日)

3. 金融支援の拡充・改善

- ①地域建設業経営強化融資制度の拡充
施工中工事の被災に伴う損害額(3月25日)や、ガレキ処理等も対象に追加(5月19日)
- ②下請債権保全支援事業
保証債務の履行の積極的対応を要請(3月24日)、ガレキ処理等に係る債権の買取実施と保証対象に追加(5月19日)

4. 許可の有効期間等の延伸(政令、告示)

- ①建設業許可(被災地本店業者)、経営事項審査(同左)及び監理技術者資格(被災地に住所を有する者)の有効期間を8月末まで延長(3月23日)
→建設業許可(岩手・宮城・福島本店業者)及び経営事項審査(同左)の有効期間を平成24年2月29日まで再延長(8月30日)
- ②変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合、6月末までに履行すれば免責(3月13日)

5. 建設資材の需給・価格動向の情報収集等

- ①建設資機材の需給の安定に係る要請(3月29日)
- ②地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換・実施
(東北、関東、北陸地整:3月15日～、その他の地域:3月29日～)
- ③民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請、窓口の開設(3月15日～)
- ④農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催(3月15日～)
- ⑤「主要建設資材受給・価格動向調査」の情報提供の充実(4月25日～)

6. その他

- ①東日本大震災で被災した建設企業のためのホットラインを開設(4月18日～)
- ②「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な設定等」を発出(4月25日)